

社団法人 日本書籍出版協会定款

第 1 章 総 則

- 第 1 条 (名称) この法人は、社団法人日本書籍出版協会という。
- 第 2 条 (事務所) この法人は、事務所を東京都新宿区袋町6番地におく。
- 第 3 条 (支部) この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部をおくことができる。

第 2 章 目的および事業

- 第 4 条 (目的) この法人は、出版事業の健全な発達と、その使命の達成を図り、もって文化の向上と、社会の進展に寄与することを目的とする。
- 第 5 条 (事業) この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。
- 一. 出版事業の健全な発達と出版文化の向上普及に必要な調査研究
 - 二. 出版事業発展のために必要な関係者の親睦と福利増進
 - 三. 関係官庁および関係団体との連絡
 - 四. 出版文化の国際的交流の推進
 - 五. 機関紙等刊行物の編集発行
 - 六. その他本会の目的を達成するために必要な事項

第 3 章 会 員

- 第 6 条 (会員の資格) この法人の会員は、書籍等の出版を業とするものであって、別に定める会員規程の入会手続を経て、理事会が承認したものとする。
- 第 7 条 (入会) 会員になろうとするものは、別に定める会員規程により、入会申込書を提出するものとする。
- 第 8 条 (会費) 会員は別に定める会員規程により、会費を負担する。
- 第 9 条 (会員の権利) 会員は、この法人が刊行する機関誌および図書の優先的配布を受けることができる。
- 第 10 条 (会員資格の喪失) 会員は、次の事由によって会員資格を失うものとする。
- 一. 退会届を提出したとき
 - 二. 禁治産、準禁治産および破産の宣告をうけたとき
 - 三. 本人が死亡し、また事業を譲渡したのち、承継者の届出がないとき
 - 四. 会費を6か月以上滞納し、かつ、理事会において退会を認めたとき

五. 第12条により除名されたとき

第11条 (退会) 会員で、退会しようとするものは、理由を付して退会届を提出しなければならない。

第12条 (除名) 会員がこの法人の名誉を傷つけ、または、この法人の目的に反する行為のあったときは、総会の議決を経て、除名することができる。

第4章 役員および評議員等

第13条 (役員) この法人に、次の役員をおく。

一. 理事 25名以上35名以内 (右のうち理事長1名、副理事長5名以内、専務理事1名、常任理事10名以内)

二. 監事 3名以上5名以内

第14条 (理事・監事の選任) 理事および監事は、評議員会において、評議員の中から選任する。

理事長、副理事長、専務理事および、常任理事は、理事の互選による。

2. 専務理事は、本条第1項および第21条の規定にかかわらず、評議員会において、会員外の者からも選任することができる。

3. 監事は、本条第1項および第21条の規定にかかわらず、出版関係者以外の者からも選任する。

第15条 (理事長・副理事長の職務) 理事長は、この法人を代表し、会務を総理し、会議を招集し、およびその議長となる。ただし、理事長は必要に応じ、他の者を議長に指名することができる。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるとき、または欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

第16条 (専務理事・常任理事の職務) 専務理事は、理事長および副理事長を補佐し、理事会の決議にもとづき、日常の業務を執行する。

2. 常任理事は、理事会の決議にもとづき、会務の執行を担当する。

第17条 (理事の職務) 理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し、執行する。

第18条 (監事の職務) 監事は、民法第59条の職務を行なう。

第19条 (役員任期) この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3. 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なう。

4. 役員は、その任期中であっても、評議員会の議を経て総会の決議により、これを解任することができる。

第 20 条 (役員) 役員は、無給とする。ただし、専務理事については、有給とすることができる。

第 21 条 (評議員) この法人に、評議員 70 名以上 90 名以内をおく。

2. 評議員は、総会において会員のなかから選出する。任期については第 19 条の規定を準用する。この場合には、同条中「役員」とあるのは、「評議員」と読みかえるものとする。

第 22 条 (評議員の職務) 評議員は、評議員会を組織し、この定款に定める事項を審議し、決定する。

第 23 条 (名誉会長) この法人に、理事会の議を経て、名誉会長をおくことができる。

第 24 条 (顧問・相談役) この法人に、理事会の議を経て、顧問および相談役をおくことができる。

2. 顧問および相談役は、重要な事項につき、理事長の諮問に応ずる。

第 25 条 (事務局) この法人の事務を処理するため、事務局をおく。

2. 事務局職員は、有給とし、理事長が任免する。

第 5 章 会 議

第 26 条 (会議の種類) 会議を分けて、理事会、評議員会および総会とする。

第 27 条 (理事会の開催) 理事会は、毎年 2 回以上、理事長が招集し、または、理事現在数の 2 分の 1 以上から、会議の目的である事項を示して理事長に請求のあった場合に開く。

第 28 条 (理事会の議決) 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなすことができる

2. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第 29 条 (評議員会の開催および議決) 評議員会の開催、議決については、前二条の規定を準用する。この場合には、同条中「理事会」とあるのは、「評議員会」と読みかえるものとする。

第 30 条 (評議員会に付議すべき事項) 評議員会は、次の事項を審議し、議決する。

- 一. 理事および監事の選任
- 二. 総会に付議すべき事項
- 三. 重要な規程の制定および変更

四. その他事業遂行上に必要な事項

- 第 31 条 (総会の種類) 総会は、通常総会および臨時総会とする。
- 第 32 条 (通常総会) 通常総会は、毎年 2 回、新たな会計年度開始前 2 カ月以内および会計年度終了後 2 か月以内に理事長が招集する。
- 第 33 条 (臨時総会) 臨時総会は、理事会または評議員会が必要と認めた場合、または全会員現在数の 5 分の 1 以上から会議に付すべき事項を示して、理事長に請求のあった場合に開く。後者の場合、理事長は、その請求のあった日から 20 日以内にこれを開催しなければならない。
- 第 34 条 (総会の通知) 総会の招集は、少なくとも 10 日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。
- 第 35 条 (通常総会に付議すべき事項) 次の事項は、通常総会に提出して、その承認を受けなければならない。
- 一. 事業計画および収支予算
 - 二. 事業報告および収支決算
 - 三. 財産目録
 - 四. その他理事会および評議員会において必要と認めた事項
- 第 36 条 (総会の議決) 総会は、会員現在数の 2 分の 1 以上出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなすことができる。
2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
 3. 総会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。
 4. 総会の議事の要項および議決した事項は、これを会員に通知する。
- 第 37 条 (委員会) この法人の事業遂行上、必要な事項を調査研究し、または理事会もしくは常任理事会の諮問に応ずるため、問題別による委員会を設けることができる。
2. 委員は、理事会の議を経て、理事長がこれを委嘱する。
- 第 38 条 (部会) この法人の事業遂行上、会員相互の連絡と親睦を強化し、かつ、会員と理事会または常任理事会との相互連絡を緊密にするため、出版部門別による部会を設けることができる。

第 6 章 資産および会計

- 第 39 条 (資産) この法人の資産は、次のとおりとする。
- 一. この法人の設立当初日本書籍出版協会から継承した別紙財産目録記載の財産

- 二. 入会金および会費
- 三. 事業に伴う収入
- 四. 寄付金品
- 五. その他の収入

- 第 40 条 (資産の区分) この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の二種とする。
- 2. 基本財産は、別紙の財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。
 - 3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
 - 4. 寄付金品であつて、寄付者の指定あるものは、その指定に従う。
- 第 41 条 (基本財産の管理) この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち、現金は理事会の議決によって、確実な有価証券を購入するか、または定額郵便貯金とするか、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として、理事長が保管する。
- 2. 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会および総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認をうけて、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。
- 第 42 条 (運用財産の運用) この法人の事業遂行上に要する費用は、入会金、会費、事業に伴う収入および資産から生ずる果実等の運用財産をもって支弁する。
- 第 43 条 (事業計画・予算) この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会、評議員会および総会の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。
- 第 44 条 (収支決算) この法人の収支決算は、毎会計年度終了後 2 か月以内に理事長が作成し、財産目録、事業報告書および会員の異動状況書とともに、監事の意見をつけ、理事会、評議員会および総会の承認を受けて、文部科学大臣に報告しなければならない。
- 2. この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会、評議員会の議決および総会の承認をうけて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。
- 第 45 条 (特別支出) 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会、評議員会および総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。
- 第 46 条 (会計年度) この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 7 章 定款の変更ならびに解散

- 第 47 条 (定款の変更) この定款は、理事会、評議員会および総会において、おのおの現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。
- 第 48 条 (解散) この法人の解散は、理事会、評議員会および総会において、おのおの現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。
- 第 49 条 (残余財産処分) この法人の解散に伴う残余財産は、理事会、評議員会および総会において、おのおのの現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の公益事業に寄付するものとする。

第 8 章 付 則

- 第 50 条 従来日本書籍出版協会に属した会員および権利義務の一切は、この法人で継承する。
- 第 51 条 この定款は、文部科学大臣の許可のあった日から施行する。
- 第 52 条 この法人設立当初の理事および監事は、次のとおりとする。その任期は第 19 条の規定にかかわらず、昭和 41 年 5 月 31 日までとする。

昭和 40 年 4 月 1 日認可

昭和 46 年 5 月 8 日一部変更

平成 10 年 7 月 23 日一部変更

平成 12 年 12 月 18 日一部変更

平成 13 年 1 月 6 日一部変更

会 員 規 程

- 第 1 条 定款第6条の会員とは、書籍およびこれに類する出版物を刊行し、原則として1年以上継続してその業務を営む個人、法人または団体をいう。
- 第 2 条 本会に入会しようとするものは、所定の入会申込書に、必要な事項を記入して申込みのものとする。入会申込書のほかに、必要な参考資料の提出を求められたときは、これを添付しなければならない。
- 第 3 条 入会申込書を受理したときは、理事会の議を経てこれを決定する。
- 第 4 条 会員は、代表者ならびに本会に対する代理者1名を届け出るものとする。
- 第 5 条 入会の承認をうけたものは、所定の入会金を納めなければならない。
- 第 6 条 前条の入会金は、10万円とする。ただし、特別の事情ある場合は、理事会の議を経て、入会金を減免することもある。
- 第 7 条 入会の承認に関する理事会の決定通知をうけ、かつ、入会金を納めたときより、申込者は会員の資格を得たものとする。
- 第 8 条 会員は、所定の会費を納めなければならない。会費は年額9万6千円以上とする。
- 第 9 条 会員は、総会において議決した会費を、その定めた方法に従い、納めなければならない。
- 第 10 条 納入したる入会金、会費は、これを返還しない。
- 第 11 条 会員は次の各号に変更のあった場合には、すみやかにこれを届け出るものとする。
1. 事務所の所在地その他これに伴う必要事項
 2. 名称、商号、組織および代表者の変更
 3. 本会に対する代理者の変更
- 第 12 条 会員は定款第10条に定められた事由によって、その資格を喪失する。

昭和32年3月29日制定

昭和45年4月20日最終改正

評議員選出規程

- 第 1 条 定款第21条の評議員の選出に関する規定は、本規程の定めるところによる。
- 第 2 条 評議員の選挙施行30日以前に入会した会員は、評議員の選挙権および被選挙権を有するものとする。
- 第 3 条 会員があらかじめ被選挙権者として届け出た代理者を、評議員に選出することができる。
- 第 4 条 評議員選挙名簿を作成するため、理事長は、一定の期間を定め、その異動の登録を

制限することができる。

- 第 5 条 評議員の選出は、50名を直接投票により、残数を選考によるものとする。
- 第 6 条 直接投票による評議員の選出は、次の方法による。
1. 所定の用紙に被選挙人の商号、または氏名を明記して、あらかじめ公示された日時までに郵便により投票する。ただし、直接持参して投票することもできる。
 2. 投票は5名連記無記名とする。
 3. 有効投票が同数の場合は、年長順により当選者を決定する。
 4. 理事長が委嘱した選挙委員10名が選挙の管理に当る。
- 第 7 条 選考による評議員の選出は、次の方法による。
1. 理事長は、前条の選挙後直ちに当選評議員中より10名、名誉会長・顧問・相談役・理事および監事中より10名計20名を選考委員に委嘱する。
 2. 前号の選考委員は、委員会を組織し、互選により委員長を定め、出版部門・地方別その他諸般の事情を考慮して選出する。
- 第 8 条 評議員の補充は、次の方法による。
1. 評議員数が70名を欠いたときは、総会において選出する。
 2. 評議員定数の範囲内（70名乃至90名）において補充の必要を生じたときは、第7条に準じ、理事長が委嘱した選考委員会により選出する。
- 第 9 条 評議員は次の各号に該当するときはその資格を失う。
1. 会員の資格を失ったとき。
 2. 会員の代表資格を失ったとき。
 3. 会員の代理資格を失ったとき。
- 第 10 条 前条第2号および第3号の場合において、新代表者または新代理者の届け出があったときは、理事会の議を経て、後任者とすることができる。
- 第 11 条 この規程による公告は、本会の会報によるものとする。

昭和32年3月29日制定

昭和49年3月27日最終改正

委員会規程

- 第 1 条 定款第37条の委員会に関する規定は、本規程の定めるところによる。
- 第 2 条 本会の事業遂行上、必要な事項を調査研究し、または本会の執行機関たる理事会または常任理事会の諮問に応ずるため、問題別による委員会を設ける。
- 第 3 条 委員会の種類、設置および廃止については、理事会の決するところによる。
- 第 4 条 委員会の運営に関し、必要な内部機構は、委員会の決するところによる。

- 第 5 条 委員は、理事会の議を経て、理事長がこれを委嘱する。必要に応じ、学識経験者を加えることができる。
- 第 6 条 委員の任期は、本会役員の任期に準じ、2年とする。
- 第 7 条 委員会には、委員の互選により、委員長1名、副委員長3名以内をおくことができる。
- 第 8 条 委員長は、委員会の会議を招集し、その他委員会の運営を総理し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、これを代理する。
- 第 9 条 委員会は、理事会または常任理事会の委嘱、または承認した事項に限り、その処理にあたることができる。
- 第 10 条 委員会には、本会の執行機関との連絡を図るため、当該委員会担当常任理事が出席することができる。

昭和 36 年 4 月 26 日制定

昭和 45 年 4 月 20 日最終改正

部 会 規 程

- 第 1 条 定款第 38 条の部会に関する規定は、本規程の定めるところによる。
- 第 2 条 本会の事業遂行上、会員相互の連絡と親睦を強化し、かつ、会員と会の執行機関たる理事会または常任理事会との相互連絡を緊密にするため、必要に応じ出版部門別による部会を設ける。
- 第 3 条 部会の種類、設置および廃止については、理事会の決するところによる。
- 第 4 条 部会への会員の所属は、会員の申出によるものとする。
- 第 5 条 部会の運営に関し、部会所属会員の互選により、部会長1名、副部会長若干名、世話人若干名、その他部会役員をおくことができる。
- 第 6 条 前条の部会役員の任期は、本会役員の任期に準じ、2年とする。
- 第 7 条 部会長は、部会の会議の招集その他部会の運営を総理し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故あるときはこれを代理する。世話人は、部会長および副部会長を補佐し、部会の事務を処理する。
- 第 8 条 部会が、理事会もしくは常任理事会より意見を徴せられた事項に関し、部会の意見の決定があったとき、または部会より理事会もしくは常任理事会へ、進んで具申すべき意見の決定があったときは、部会長は速やかにこれを、理事会もしくは常任理事会へ報告するものとする。

昭和 32 年 9 月 18 日施行

昭和 45 年 4 月 20 日最終改正

支 部 規 程

- 第 1 条 定款第3条の支部に関する規定は、本規程の定めるところによる。
- 第 2 条 本会の事業遂行上、特に定めた地区内の会員間および本部と当該地区間の相互連絡上必要な事項を処理するため、別表の通り支部をおく。
- 第 3 条 支部の運営に関し、支部長1名および幹事若干名をおく。前項の支部役員には、地区内会員の互選した者を理事長が委嘱する。
- 第 4 条 支部役員の任期は2年とし、欠員を補充するため、または増員により新たに役員となった者の任期は、前任者その他の任期と同一とする。任期を満了したるも後任者の決定しない場合は、その決定あるまでその職務を行なう。
- 第 5 条 支部は、地区内会員より、本部に代って入会金、会費の納付を受けることができる。
- 第 6 条 支部は、協会の定めた支部費をもって運営し、その収支については会計年度終了後、本部に報告するものとする。
- 第 7 条 支部の会計年度は、協会の会計年度と同一とする。

〔別 表〕

大阪支部	大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
京都支部	京都府、滋賀県、福井県

昭和32年9月18日施行

昭和45年4月20日最終改正